

○委員長（井上宜久）

再開いたします。

午前 10 時 50 分

○委員長（井上宜久）

ただいまから、教育委員会事務局、教育総務課の質疑に入ります。

本日の委員会には各課の主幹の方が出席しておりますが、発言がある場合は、挙手の上、私から指名がありましたらマイクのスイッチを入れ課名と名前をお願いいたします。また、答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、教育委員会事務局、教育総務課に属する部分の質疑を行います。質疑をどうぞ。

前田委員。

○5 番（前田せつよ）

5 番、前田せつよでございます。

決算書 121 ページ、11、心の教室相談事業費、説明書では 49 ページの一番上に当たる項目について、お尋ねをいたします。

心の教室相談事業費の説明書の中に相談件数が 167 件という記載がございますが、その内訳、例えば、男女ですとか学年別ですとか、あと、また相談内容等々、教えていただければと思います。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

心の教室相談員は、こちらのほうに書いてございますとおり、相談件数 167 件、昨年度はございました。内容といたしましては、クラスや部活動などでの友人との人間関係のトラブル、集団に溶け込めない生徒への対応、その他、学校生活だったりとか家庭での不満など、そういった相談に対応しておりました。

件数のほうは、その内訳については、詳細には分析は今回はしてございません。申しわけありません。

○委員長（井上宜久）

前田委員。

○5 番（前田せつよ）

5 番、前田でございます。

前年度の教育相談員さんが対応した時間というのが、平成 23 年度決算では週半日ずつ派遣で行ったというような記載がございまして、今回は週 1.5 回ということですので週 6 時間という形で考えてよろしいのかなというふうに思いますけれども、時間的な週半日というのは何時間ということを示した形で、今年度決算においては週 6 時間に至った理由ですとか、相談員さんが、同じ方が常に行くのか、それ

とも別の方が行かれるのか、その点も含めてお知らせください。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

まず1点、心の教室相談の関係は1日4時間と決まっています、それとはまた別に県から派遣をされております臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラー、こちらのほうが同様に学校に来ていただいております。こちらは1日6時間のカウントで相談を受けてございます。ちなみに、スクールカウンセラーは昨年186件、相談を受けてございます。

あと、同じ人かという点につきましては、同じ方が対応しているということで、生徒一人一人に向き合って対応させていただいております。

○委員長（井上宜久）

前田委員。

○5番（前田せつよ）

今、スクールカウンセラーさんと相談員さんという形で心の教室相談事業が行われているというようなお話だったかと思えますけれども、そのお二人の間で連携等々、持たれたりしているものなのか。また、事業内容、先ほどのお話を鑑みますと、傾聴する、子どもたちの話を聞くというようなベースのご説明だったように思えますけれども、最近では相談内容を、より深く子どもたちの心のケアに当たるために、いろいろな例えば用具を使って、心理療法カウンセリングのことで細かいことで恐縮ですけれども、箱庭療法、箱庭用具とかというような物品を購入して、さらに深い心の教室相談事業を展開しているような教育関係に着手されているような自治体もあるように聞いておりますけれども、その辺の展開ですとか、その辺に事業費というような形の含みがここに掲載されているのか、いないのかもお示し願いたいと存じます。

○委員長（井上宜久）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

一昨日か、一般質問がありまして、カウンセラーのことについてはいろいろ同僚議員のお話で答弁したと思えますけれども、非常に相談業務というのは難しいわけですので。本来は、担任が解決できれば一番いい。その次には、カウンセラー的な要素を持っている人たち。これは、あくまで町として心の相談員を1人、県の事業の後追いというか、足りない部分を町で何とかしていただけないかということで、人件費として19万3,000円いただいたわけで。

今、前田議員がおっしゃるように連携がとれるかということ、非常に難しいです。勤務時間が違いますし、非常に、あいている時間に来ていますので、その子どもは、今回は町の心の相談員に行くけれども、今回は、うまく通じなかったから養護教諭

に行ってみようとか、いや、今回はカウンセラーに行ってみようとか、いや、これは部活の先生に行ったほうがいいのか、さまざまな要素がありますので、先ほど課長のほうで、件数はわかるけれども内容はわからない、集計していないというのは、そういうことなのです。

心の相談員、今、1名、ずっと継続でやっているのですが、昨年は行けなかったのけれども今年に行けるという子どももいます。ですから、そういう意味では、今、前田議員が言うように、いろいろな新しい試み、教材研究はありますけれども、うちの場合には1校だけではなくてかけ持ちでやっているということもありますので、さまざまな自分の経験を生かしながら、今は素手でというか、何も使わずにやっているというのが現状です。

○委員長（井上宜久）

前田委員。

○5番（前田せつよ）

1校かけ持ちでというようなお話ではございますけれども、今、さまざま、養護教諭の保健室登校もあるかと思われましても、今後、紙ベースでも構いませんし、顔を合わせて先生方同士が連携をとるのが無理であれば書類ベースだけでも、何か連携をとるような方向付けで今後対応していただければありがたいなということで、要望として私の質問はこれで終わります。

○委員長（井上宜久）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

ちょっと誤解されたかなと思いますけれども、連携がとれていないということではなくて、連携をとる時間的な確保ができない場合もあるということ、ほとんどの場合には、この子が来たのですよという担任との連携もとりましますし県のカウンセラーとの連携もとっていますので、連携がとれないということはないとご理解ください。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

決算書の139ページになります。

幼稚園給食費の節では工事負担費であります。一般的経常管理費の中で工事負担費が156万5,000円、不用になっています。計画では、ここに厨房室の空調設置工事を行うということになっていたのですが、工事をされていない、必要として予算化されたのでしょうかけれども、やっていないというところ、どういうことでやられなかったかというのが1点と、その次のページの141ページで放課後子ども教室の推進事業費がありまして、49万9,639円の決算をされています。この教室に対して、私は、もっと本来であれば増やしてもらって、もっと充実を図っ

ていただきたいなというふうに思います。50万弱の費用を使った結果、放課後子ども教室において、どういう効果があったか、自信を持って何か言えるようなことというのはございますか。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

1点目の幼稚園の給食室のエアコンの件でございますけれども、こちらのほう、経過をお話しさせていただきますと、給食室のエアコンについては、幼稚園と開成小、そして文命中、全て給食室にエアコンを設置しようという計画でおりまして、入札効率を高めるために一括発注をさせていただきました。実際に工事に入ろうと思ったのですけれども、幼稚園につきましては電気系統の容量が計算をしていたよりも足りませんで、急遽、それ専用の線を入れようと思ったのですが、それもちょっと難しいと。

幼稚園につきましては、総合計画にもございますけれども、大規模改修的などころを計画で前期に入れてございまして、そういったときにあわせて、そういったところもやっていったほうが効率的ではないかなといったところで。電気系統のところで整理をしますと、幼稚園はキュービクルがないのですけれども、そういったキュービクルの設置ですとか、そういったところまで及ぶということがわかってまいりましたので、そういった大規模にやるときにあわせてやっていったほうがいいだろうということで、やむなく幼稚園だけは断念をさせていただきました。それ以外のところについては設置をさせて、今現在、稼働しているといったところでございます。

それと、放課後子ども教室の関係でございますけれども、効果といったところでは、参加者は大体100名以上、参加を毎回いただいておりまして、体育館と運動場と余裕教室を使った工作教室であったりとか、そういったところで、各個人がそれぞれの希望するところで活動しているといったところもございます。そして、一度、体育館で集合して放課後子ども教室が始まるわけですけれども、最初に宿題を片付けようということで、体育館のステージのところでは宿題をみんなで片付ける子どもたちがあられたりとか、自主的にどんどんやっていただいております。あとは、異学年交流という形になってございますので、その辺は学年を問わずこういったことをやっているということで、縦のつながりも十分できてきているのかなと考えてございます。

また、事業の展開としては、開成南小学校にも今後広めていきたいということも考えつつ事業展開を考えておりますので、そういったところも踏まえて、昨年から実施をさせていただいておりますけれども、一步一步進んでございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

若干補足をさせてもらいたいと思いますけれども、今、菊川委員のほうから成果とか効果ということですが、なかなか、去年の11月から始まりまして、決算とすれば3月まで、事実上はもうすぐ1年になるという状況で、子どもたちも入れかわりましたし、指導員も今は常時、大体10名で、ノウハウも、やっと1年たって、先日もお話ししましたように、子どもたちとのコミュニケーションはとれてきて、いろいろな意味で心の交流もある。先ほどの質問にもありましたように、悩み事の相談があったり、そういうことがありますので、効果として何がどうだということは明確には答えられませんけれども、常時、水曜日だけで90名から100名の子どもが参加しているという、その事実だけをとっても非常に効果があるというふうに私は思っています。

できることであれば週2回とか3回というふうに発展したいわけですが、学校との関係で、以前にもお話ししましたが、放課後の時間がなかなかとれないという状況もありますので。今のところ水曜日が一番、日課的に子どもたちに自由な時間が多くあるということで水曜日にやっているわけですが、できることであれば回数を増やしていくということで、主には、先ほど言いました支出の50万前後の金のうち、半分ぐらいは報償費になっていますので。備品等については一応そろえまして、ある程度、前回もお話がありましたように、消耗品であるとか、いろいろなものを用意したらどうかということがありましたけれども、少しずつ整備されていますので、そう不便はないかなと思いますけれども、今後とも子どもたちのニーズに合わせて、いろいろな物品、いわゆる消耗品的なものをそろえることはやぶさかではないと思っております。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

放課後子ども教室に関しては、指導される方も非常に積極的であるということも伺っておりますし、子どもたちも積極的に参加しているということで、非常に効果としては私は大きいかと見ています。教育長が言われますように、将来的には、もう少し日数を増やすという形。私も、初めに子ども教室をとるときには、保護者の方は日数を増やしてもらいたいというようなことがありましたので、次の今度の予算面では、もう少し幅広く取っていただいて、それで先ほど課長の話もありました南小学校のほうにも展開していくというような、そういう形に持っていただければというふうに思います。

それから、空調機に関しましてですが、キュービクルの改造までしなくてはいけないというような容量であるということですが、これは、ここに計画してありました24年度の予算としては、何台で何キロぐらいを想定されていたのでしょ

うか。空調機、1台ですか。それで、何キロぐらい。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

ただいまのご質問ですけれども、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどご対応させていただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。2点、質問させていただきます。

説明資料の22、23、教育費雑入、この中の8、再生債権弁済金ということで7,811万6,000円が今回計上されております。開成小学校の大規模改修の第1期工事におかれまして工事を請け負った業者が民事再生法になってしまったという関係で、町に対して今回、弁済金というふうに計上されておりますけれども、この決定、第1期工事でありますけれども、弁済金の確定した日付け。並びに、これに伴いましてさまざまな、私たち議会としても対応せざるを得なかった面がございまして、一つの大きな教訓として浮かび上がっているというふうに理解をしているところでございます。いろいろな経過があるかと思うのですけれども、概略的で結構ですけれども、この金額の確定した経緯について、お聞かせ願いたいと思っております。

それから、2点目は、48、49ページの開成小学校管理費の中の臨時的一般管理費。24年度は開成小学校の大規模改修、2期目というふうに理解をしているところでございます。非常に24年度の財政的に厳しい状況の中で、積立金、いわゆる学校基金等の積立金から4,798万6,000円をこれらに充当していると。基金の概要でも示されておりますけれども、残高として1億2,743万5,000円ですか、その辺の正確な点もお聞かせ願いたいのと、今回の2期工事において、1期工事の教訓を生かされた形で事業が進められたというふうに私は思っておりますけれども、管理業務委託を行ったと、24年度実施工事、この件について、もう少し、どのような管理業務の委託を行ってきたのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

まず最初に、再生債権の弁済金の関係からご説明をさせていただきますけれども、ちょうど確定を受けたのは24年の9月3日付けで通知をいただいております。そのときに7万8,116円ということで。経緯でございますけれども、23年度工事で途中で民事再生法という形で、議員の皆様にもご協力をいただいたところでございますけれども、その中で、町として工事の実施設計の費用、この部分について変更が生じて設計変更をさせていただきましたので、その分について64万9,

950円、当時、費用がかかってございますので、そちらのほうを請求をさせていただいたところでございます。それを受けて、結果、入ってきたのが7万8,116円であったという結果でございます。

それと、開成小学校の2期工事のほうに係る、まず基金の残高でしょうか。決算書の164ページのところで1億2,743万5,000円という形で、円単位ではございませんけれども、そういった残高になってございます。

あと、管理業務という形でございますけれども、これは、あくまでも開成小学校の改修に伴う管理者を専門業者に委託をさせていただきまして、製品とか設計どおりそういったものが入っているかどうか、構築がなされているか、そういったものを専門的に管理していただいたというところでございます。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

再生債権弁済金について、金額、千円単位で答えてしまって間違いを犯しまして訂正させてください。7万8,116円、これに訂正をお願いしたいと思います。

説明をいただきましたけれども、非常に、これに係って町としても右往左往した経過がございまして、実質費の関係で64万、これが最終的に24年度9月3日で確定したものが7万8,116円と。弁済金がちょっと低いような感じを受けるのですけれども、これは再生法との関係、弁護士とかいろいろな関係もあるかと思うのですけれども、仕方がないのかという側面があるけれども、私の感じとしては弁済金が少ないのではないかと。この辺は、町が一面、絡んできていると思うのですけれども、この辺のことについて答弁があればいただければなど、こう思っております。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

弁済金のご関係でございますけれども、基本的には、町のほう、64万9,950円ですけれども、実際に負債をこうむった会社というのは大変多ございまして、けたが大分うちよりも違っているといったところでは、率合的などところを言いますと、町に入ってきたお金というのは約10分の1強ですから、逆に多い率合いであったという認識でございます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今、高橋委員の関連なのですけれども、再生債権弁済金についてお聞きしたいと思います。

ただいま全額は64万何がしという数字の中で、弁済金として7万8,116円

いただいたというのは理解はしているのですが、これの決裁の処理の問題でちょっと聞きたいのです。実際、公共事業を行うに当たって、入札だとか、その他もろもろは議会のほうに承認をもらうのですが、これ約65万から7万8,000円ですけれども引いた場合の残りの債権というのは、ある意味、放棄したという結果になると思うのですが、そこら辺の放棄をしたというのは議会で議決していないので、する必要がないのか。これは、町長の専決処分に当たるのか。

かといって、費用が当初は30万以上、今は50万以上になっている中で、そこら辺の手続的なものが。これ、今日は決算ということで、最後、仮に承認をもらったら、議会が承認したのではないかという結果になるのかなというふうな流れだと思うのです。そこら辺の処理の仕方が議会に投げられなかったというのは、時間的余裕がなかったというのもあるとは思いますが、どのような流れの中で。教育委員会が財務課のほうに相談したのかどうなのか、決定を誰がしたのかというのを、この場ではっきりとさせてもらいたいと思います。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

確かに、山田議員のおっしゃられるとおり、権利の放棄といったところでは議決案件といったところでは認識をしているところでございます。ただ、1点。一つ、当時の再生債権の届け出関係の流れから申しますと、町としては再生債権を放棄はしていないと。請求をさせていただいておりますので。再生債権に関する実績費用64万9,950円を、当時、請求をさせていただいております。結果的に、そのお金が7万8,116円、これは、民事再生法の手続によって、もう法的にどうしようもない形で来てございますので。

そういった意味から申しますと、結果としては、そうなっているというのは事実でございます。ただ、町として請求権を放棄したという認識ではなかったと。当時からいろいろ混乱をしている中でやらせていただいておりますけれども、当時は請求をさせていただいたといった認識でございます。結果論といったところでは、議員おっしゃるところも当然あるかなといったところでは思っているところでございます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今、課長の答弁の中では、うやむやにするような答弁なのかなというふうに率直に感じました。権利の放棄を今回しているという認識がないようなのですが、要するに、民事再生の中で選択権があったはずです。要は、弁済金に対して10%強のものをもらうか、請求をし続けるかという選択権があったはずです。それは、片方

の今、言う請求権を出したというのは、これ民事再生の手続が完了する前の話であって、その部分の投げかけが開成町にあったときに選択をしているわけなのです。

要は、補償金というのですか、弁済金としてもらいますよという選択をしたからこそ、この7万8,116円が支払われているという現実があるというものを、やはり、これは事後として報告するものなのか、その前に決断を議会にも求められるのかという部分が、ちょっと納得していない部分があって。誰が決断したのかというものはっきりさせないまま決算に持っていくと、議会が承認したという形になるので、あくまでも今回の案件、判断したのは、時間的余裕がなくて判断をしたという。例えば、本来だったら議決案件の中で投げかけられなければいけなかった問題なのだというような答弁をこの場ではっきりともraitたいなという部分で質問をしております。明確に回答のほう、よろしくをお願いします。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

ちょっと繰り返しになりますけれども、当時、請求について、放棄はしていないといったところでの認識が先に立ってございましたので、最終的に法的にそういうふう処理をされたという認識が現在あるところです。その辺は議員がおっしゃられる点と認識がちょっとずれてしまっているのかなと自分では思っております。

○委員長（井上宜久）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

ちょっと整理をさせていただきたいのですが、おっしゃるとおり、地方自治法によって議会の議決案件の中に物件と債権、これは、放棄する場合には議決が必要だよというのが出ていますので、それは議員のおっしゃるとおりなのですが、そこで先ほど議員がおっしゃられました選択という部分も、これは放棄をするのかしないのかという選択ではなくて、放棄はしないわけです、債権については。ただ、弁済金で済みますのか、請求し続けるのか、どちらかを選択するということですから、繰り返しますけれども、弁済金を選択したという時点で債権を放棄したわけではないわけですから、そういう意味でいえば議決は必要ないという形になろうかと思えます。その理屈でいけばです。結果として7万8,000円の弁済金になったと。債権の価値というものが、民事再生法によってこの金額になってしまったという。それで、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

この金額に対しては少額なので、余り問題にする金額ではないと。仮に、これ、議会のほうに議決を求められたときに、これに対して反論する議員はいないとは思

います。処理の方向性としては間違いではないのですが、選択ですね、ただ、それを議会に諮ったのか諮らないところが問題であって、その決断を誰の責任のもとでやったのかというものがはっきりしないと。

例えば、いろいろな人がいると思います、町民の中には。本来であったら約65万円もらえるものを、何で7万8,116円で納得したのだと。残りのお金はいつ入ってくるのだというふうに捉える人もいます。これを請求し続けるというのは、7万8,116円が入った後の残金を請求していれば、これは請求し続けるということで、そこら辺の権利の放棄はないという部分に思うのですが、この民事再生の手続というのは、どちらかの選択だと思うので、片方を選択した時点で残金に対しては消滅していると自分は解釈していたもので、そこら辺の部分を誰が判断したのかという部分を明確にしてもらい。現在では残金に対しては放棄している、放棄というか、請求権がもうなくなっているということですね。請求権がなくなっているという言い方に変えさせてもらいますが、その決断をどのようにしたのかというのを明確にすれば、我々議会としても町民の質問に答えることができますので、そこら辺、はっきりとしてもらいたいと思います。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

誰が決めたかというところのお答えにはなりませんけれども、1点。この64万9,950円を請求して、先方のほうからお話があったのは、7万8,116円、こういった金額になってしまうけれども、これでいいかどうか。万が一、これで嫌だという人が多かったら一銭も入ってきませんというようなお話でございましたので、請求権の放棄云々のところは若干ありますけれども、7万8,116円、確実に入るほうを選ばせていただいたところになります。

○委員長（井上宜久）

議長。

○12番（小林哲雄）

委員外委員の小林です。

今話を聞いていて、僕も素人なのでよくわからないのですが、わかりやすく言うと、7万8,000円をもらったことによって請求権が消滅するのか、請求し続けるのかという二択になっていて、お金をもらった以上は請求権が消滅することが普通だと思うのです。さもないと請求し続ければいいのだから、もらった以上は請求権が消滅することは債権放棄とイコールではないのかなど。

そうすると、さっき言ったように自治法で債権を手放す場合には議会議決が必要だとなってくると、今、山田委員の言うとおりに、全く議会に対して説明なく議決もなかったら、議会が軽視されたり見過ごされていると解釈せざるを得ないのです。ですから、その辺の再生債権弁済金の関係を、もう少し詳しくちょっと調べてもらおうと。休憩を入れてもいいですから、議会の存在が本当に必要なかどうか、今の

扱いでいいのかどうか。そうでないと、今、山田委員の言っていることをある程度信用して解釈すると、議会の議決が飛ばされたということになるので、これは大変なことになるのです。その辺をしっかりと答弁できない限り、私たちは判断できないのではないかなと思うのですが、その辺で一言、お願いします。

○委員長（井上宜久）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

それでは、ちょっと時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

それでは、暫時休憩いたします。では、再開は1時30分といたします。

午前 11時28分

○委員長（井上宜久）

それでは、再開します。

午後 1時30分

○委員長（井上宜久）

それでは、初めに、先ほどいろいろな問題がありました小学校の弁済金についての行政の答弁から、お願いしたいというふうに思います。その後、幼稚園の答弁漏れをよろしくお願いします。

では、行政のほうから、よろしくお願いします。

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

午前中、大変、どうも失礼いたしました。

先ほどの弁済金の見解ですけれども、まず、結論から申し上げれば、議会の議決要件は必要はないというふうに判断をさせていただきます。説明に入りますが、まず、この問題を説明するに当たっては、法律と、あと時系列的な経過というのが非常に大事になりますので、その辺の中を追った中で説明させていただきます。

まず、山田議員がおっしゃられた損害賠償金が債権という部分、これが債権になり得るかどうかという問題がございます。そこを説明させていただきますが、まず、損害賠償は、基本的に町が田中組に対して請求したのですけれども、これは一般的に法律では損害賠償請求権と言われるそうです。この損害賠償請求権を原因とする債権になるためには、まず、損害があったということを、いわゆる一般的には裁判ですよね、立証しなければいけない。立証して、相手が損害賠償に当たる行為があったと認めた後も、交渉あるいは調定、裁判所、裁判などの部分で、損害賠償金額が、では幾ら幾らだというふうに決定をされて初めてこれは債権になると。これは一般論です。ですから、この部分で言うと、町が60何万何がしかというものが損害賠償があったというのは、いわば一方的に主張した金額であるわけであって、それが債権にはなり得ないという見解でございます。

そこを頭に置いておいていただいて、ただ、この場合、民事再生法がか

かわってきます。民事再生法がかかわってきますと、どういう手続になるかといいますと、これは全協等でご説明したのかと思いますが、具体的には再生債権、共益債権、一般優先債権、開始後債権、別除権付債権、これら五つに分類をされて、それぞれおのおの手続に入るよということです。ただし、法律の中で一番最初の再生債権となる請求権という規定がございます。次に掲げる請求権も再生債権とする、これは民事再生法の中の話です、そこには再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権、これは再生債権として民事再生法の中で扱いますよということになっています。

その次に、85条でございますけれども、再生債権については、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他、これを消滅させる行為をすることができない。つまり、再生計画に基づいて債権、再生債権とは言うのだけれども、再生計画に基づいてやらなければ払うほうもできないし受けるほうもできないよという規定がございます。

そこで、町の7万8,000円というのは、その再生計画にのっとって支払われた額ということでございますから、一般論としての時点で言えば、損害賠償請求権は持っていたけれども一般論的には債権にはなっていなかったと。ところが、民事再生法がかかわってきたので、民事再生法の世界では再生債権という形で裁判所は認めて、それに対して金額を算定したということですから、山田議員がおっしゃる65万というのは、あくまでも町が主張した金額であって、では、7万8,000何がし支払われたから残りの債権が残っているかということ、そういうことではないということになります。ですから、いわゆる自治法の96条で言っている権利の放棄の場合には議会の議決が必要という部分の放棄という部分には当たらないと解釈をさせていただきます。

詳細の経緯につきましては、教育委員会からご報告させていただきたいと思えます。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

それでは、経過のほうを再度、報告をさせていただきますけれども、平成23年8月30日に東京地方裁判所のほうに町としては損害賠償金として64万9,950円、届け出を提出させていただいております。そして、平成23年12月26日、これは東京地方裁判所から再生計画案が届いてございます。その計画案の中では、基本弁済額が5万以下の部分は100%見ます、5万円超の部分は2%、あと上乘せ弁済として証券等の換価による金品の弁済がありますよと。開成町に対する基本弁済額といたしましては、基本弁済額の5万円プラス64万9,950円マイナス5万円、今の5万円ですね、5万円を引いた残ったお金の2%、6万1,990円、合計で、こういった計画案ということでお示しをいただきました。

そして、24年1月12日に、東京地裁から再生計画案に対して賛成で議決表を

送らせていただいたという経過でございます。そして、平成24年3月13日、再生計画が確定され、平成24年9月3日に弁済額の通知が正式に届きました。弁済額が7万8,116円と、当初の案よりも上乘せされていたというところでございます。そして、平成24年9月28日に、その弁済額全額をお支払いいただきましたという経過でございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

それでは、今の説明に対して質問はありますか。

山田委員、どうぞ。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

部長答弁の中では、問題ないという答弁があらわれました。ないことを祈ることなのですが、ちょっと腑に落ちないのは、自分が聞いているのは、要するに、選択権が二つあるところの判断を誰が責任のもとでしたのかということを行っているのであって、もう、今、民事再生法の法にのっとり再生手続のほうに賛成をするからという部分での説明なのです。その前に、選択権がもう1者あったはずなのです。

要するに、5万円プラス2%の弁済をもらったという。これは、民事再生のほうに進むから、こういう結果が出たのであって、もう一つ、民事再生には承諾しないよという、町の姿勢としては、そういうような業者にはとことん請求権を行使した中で、民事法にのっとり請求権、要するに損害賠償を確定して請求をするよという、その2者があったはずなのです。今、1者の説明は、この決算の経過の中で説明をもらって、それは理解した上で午前中の質問をしたのですが、民事再生によらないときの判断、どちらかというのは議会に議決をしなければいけなかったのかなというふうに自分は感じたのです、選択で。要するに、結果がこうだから。これがいけないと言っているわけではなくて、そのときの判断をなぜしなかったのか、それは何に基づいて判断したのか、そこが聞きたかったもので。

これ少額なのであれなのですけれども、これが高額だった場合に、えらい問題になると思うのです。そここのところの見解、どういう判断をされたのか、誰がしたのかというのを率直に聞きたかったというのが現実です。

○委員長（井上宜久）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

ご質問の趣旨は、よく理解いたしました。誰が判断した云々というのは教育委員会のほうの部分ですので、まず一般論的に言いますと、議員がおっしゃっているのは、先ほど私が申し上げましたけれども、損害賠償を請求している部分については、これ債権ではないですから損害賠償請求権です。ずっと請求し続けたとしても、これは債権ではないので、それをするかどうかというのは当然、議会の議決が必要かどうかというのは必要ない。いわゆる議員が質問しているのは、議会の議決が必要

か必要でないかといえ、それは必要ないのですけれども、どちらを選択したかという部分については、それは回答する部分があると思いますが、要は、請求権ですから、これは債権ではないので、自治法上の議決案件ではないわけですから、当然、議会の機能が働かなくなるわけなのです。

もう一つ、参考までに。その判断をするにおいて、損害賠償請求権というのが、相手ははっきりしていますから、基本的には時効が3年ということらしいです。つまり、請求し続けて3年間らちがあかなければ、それはもうなくなってしまう。その間に訴訟なりなんなりを起こして手続をとれば別でしょうけれども。そういうことと、では、いわゆる民事再生法のほうに参加をして、損害賠償請求権を、その時点では債権ではないのだけれども、民事再生法の中に入って再生債権として認められて棄済金を再生計画の中でもらうという選択は、やはり時効の3年とかというのを考えた中で、そちらが少しでも、言葉はあれですけれども、弁償してもらおうという部分で判断をしたというふうには解釈しています。

○委員長（井上宜久）

あとは、選択権の問題については、あれですか。

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

すみません。ちょっと説明が足りなかったかと思うのですけれども、議員が言われている、選択権というふうに言われていますが、民事再生法が相手が手続を開始すれば、基本的には裁判所で再生計画に賛成するか賛成しないかしか来ないのです。仮に、では賛成しないよという、賛成するかしないかという選択権はあります。ただ、議員が言う請求し続けるかどうかというのは、そこの部分においては、もう再生法がかかってしまっていますから、法律的には選択権はないわけです。では、反対しますよと選んだ場合でも、過半数の者が賛成すれば、いや応なしに7万幾らという形で再生計画の中で処理をされてしまうという、そういうことにはなります。

○委員長（井上宜久）

山田委員、どうぞ。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今、答弁されたのはわかって質問はしているのですけれども。要するに、そのところで民事再生を承諾しない債権者、それが4分の3でしたっけ、2分の1でしたか、比率は忘れちゃったけれども、その部分にいなかった場合は、そこで破産が決まる、4分の3だか2分の1以上いけば再生ができるという判断なのです、民事再生法というのは。その部分で決まると思うので、要は、自分が言いたいのは姿勢なのです。町として、ちゃんと、そういう部分は請求をするのだよという姿勢をやはりしていかなければいけない。

また、判断するとき、どこかのところで判断を仰がなくてはいけないというのが一番重要だと思います、今回は。それが、教育委員会サイドで判断するのか、町

部局を含めた中で判断するのか、議会を含めて判断するのかというところが重要で、行政主導の中で主導的にやるというのも一つの判断だと思います。ただ、それが合っているのか、合っていないのかというのを、やはり、これは議会を通した中で、町民の理解。町民の議決として、議会というものがあると思うのです。

その選択権、民事再生法に賛成しなかったら、こちら側から請求している請求の金額がもらえないのだよというのはわかるのですがけれども、その姿勢の問題が曖昧のまま、我々、全協で説明されたのは、こういう形になりますという。要は、事後報告という形で。時間的いとまがなかったのかなと感じましたけれども、その部分を何かしらの手段を使って議会に提示しなかった部分というのは、すごく今回の問題というのは重いのかなという部分があったので、あえてここで質問はしているのですが、だから、先ほど、誰が判断したのですかという、ここが一番重要だと思うので、今、ちょっと曖昧にしているような形が見られますので、そのところの部分、やはり姿勢というものを。

行政とすれば、金額の少額ではなくて、もらえるものはちゃんと請求をするのだよという。それによると、ここで言うと、例えば、決算のときに補正予算額として出て、調定額が入ってきて、ここに収入未済額というのが本来であれば出てこなくてはいけないと思うのです。で、今、言う時効の3年間に来たときに、不納欠損という形で議会に説明をして、「まあ、しょうがないですね」ということで議会が承諾をするという流れだと思うのです。今回は、それが示されない中で判断をされた。誰が判断したのかということをもっと重要に考えていかなくてはいけないのかなと思って質問しましたので、そこら辺の明確な答弁をお願いします。

○委員長（井上宜久）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

ご質問されている部分はよくわかりますけれども、ちょっと整理させてもらいますと、だんだん議論の方向性が違うほうに行っているような気がしますけれども、まず、議決が必要だったかどうかという、マルかバツかということ言えば、これは必要ではなかったと。議員がおっしゃる、では、姿勢としてどうなのかということは、それは別の問題だと思います。それは、おっしゃられるとおり、判断を仰ぐというのはいろいろな方法等がございますから、当然、このものに限らず、議会と執行側とが両輪になってやっていくというのは、これはもう共通の姿勢だと思いますから、そのところのご理解いただきたいと思いますが。

それともう一つ、不納欠損云々という部分をおっしゃられましたけれども、何度も説明していますが、60何万というのは町が一方向的に主張している額であって、これが債権として固まっているわけではないのです。ですから、残りのものが不納欠損云々という部分も、これは当然出てこない話ですから。民事再生法でなければ相手と争いをして、訴訟なりを起こした中で、第三者が、では、損害賠償金は10万円ですよとか20万円ですよと確定して、それが債権債務になるわけです。

から、この部分で言えば、ただ一方的に町が、これだけ損害をこうむったのだという主張した額だということところは整理をしていただければと思います。

○委員長（井上宜久）

副町長。

○副町長（小澤 均）

誰が判断したのかということなので、それは最終的には町長が判断していると。決裁を所管課のほうから上げていますので。東京の地裁のほうから、そういうふうな通知があって、そのことに対して、計画案について町として賛成なのか反対なのかというところの決裁は上げていますので、その段階で町は計画案に対して賛成ですよというふうな意思表示をさせていただいています。

この辺の経過については、それは議会の本会議の中で扱うべき事案なのかどうかということも、今、部長のほうで、その辺の必要性については申し上げましたけれども、全員協議会の中で昨年11月に経緯的なご説明をさせていただいた中で、一定のご理解をいただいているものと捉えておりましたので。ただ、それが、こちら側で勝手に処置したと捉えられるということになりますと、ちょっと違う方法で、この辺の取り扱いの決定した部分について、改めてご説明をしなければいけないのかなと認識をしておりますけれども。ただ、こちら側としては、そういうことの賛成という判断をしたことを受けて、ご報告申し上げているということではございますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

町長。

○町長（府川裕一）

最終判断の決定は、今、副町長が言われたように町長の決裁の中で進めておりますけれども、今、山田議員の言われるのは、最終判断を決定する前に議会に相談もなかったという部分はもちろんありますけれども、事後報告という形で説明をさせていただいたのがいかなものかなという形で私は受け取りましたので、そういうことに関して、今後とも、また議会の皆さんのいろいろな、本会議では法律に必要ないという話ではありましたけれども、事前に大きな問題については議会の皆さんと今後、調整するような形で相談するような場をこれからは持っていきたい。そういう中で、これから決断をして、議会の皆さんの承認を最終的に本会議が必要なら本会議で決定をしていただくという方向に持っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

そういう形で、ぜひ進めていてもらいたいという。

先ほど石井部長が答弁している中で、要は、債券に対する損害賠償請求権の確定

はしていないよというのは、それはわかっています。当然、請求をかけて、それを向こうが承認すれば債権として確立しますが、そういう時限の前に民事再生のほうへ行っているわけだから、ある意味、裁判にしなかったというのも当然だし、裁判をやるにもお金がかかるわけだから、その判断の中で民事再生のほうの手續に乗ったというのも、これはもうわかっています。わかっている中で選択したのだなというのはあるのですが、やはり全協、去年の11月に説明したときには、こういう流れの中でこういうふうにしましたという、「しました」という決定しか言わなかったもので、では、そのときに、なる前に、なぜ、全協でもいいですし本会議でもいいですし、そこら辺の部分で選択肢がある以上は投げかける。

また、選択肢の中で、これは町長部局のほうで判断するよというのは、それはそれで説明を果たしてもらえば我々も理解するので。曖昧の中で、知らぬ間にそういう決裁がされていってしまうと、やはり不信感というのが出てくると思いますので、ぜひ、それは。結果がよかったからよかったので、結果が間違っただけに行っただけの場合に、では、誰が責任をとるのだといった場合に、議会も町民から「あの問題、どうなったのだよ」と、「あの取れないお金は、どうなったのだよ」といったときに説明できなくなってしまうので、そこは、ぜひとも説明責任を果たすという意味ではよろしく願います。

○委員長（井上宜久）

それでは、弁済金については、いろいろありましたけれども、行政の答弁で理解したということで、皆さん、ご理解を願いたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、残りの幼稚園の答弁漏れをよろしく願ひします。

教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（中戸川進二）

教育総務課、中戸川でございます。

午前中の菊川議員からご質問のございました、本来、幼稚園に入れようとしていた空調の能力の件でご回答させていただきます。入れようとしていた空調の能力でございますが、電源は3層200ボルトを要するもので、冷房の能力で申し上げますと、定格消費電力が9.52キロワット、それから定格冷房能力、これが25キロワットという能力のものを入れる予定でございました。

以上です。

○委員長（井上宜久）

それでは、引き続き、まだあろうかと思ひますので、教育委員会事務局、教育総務課に属する質疑を続けたいというふうに思ひますので、よろしく願ひします。

質疑をどうぞ。

佐々木委員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

決算書にちょっとページとか記載がなくて、平成24年度の3月に平成24年度園・学校・事業系ごみ（燃えるごみ等）の収集運搬委託という事業名で指名競争入札が行われております。金額が123万6,595円で落札されておりますけれども、私、この項目が決算書の中で見当たらなかったのですけれども、見落としだったらすみませんけれども、どちらに記載されているのでしょうか。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

佐々木委員のご質問にお答えをさせていただきます。

一つ、幼・小・中の工事の関係で教育委員会で何をやっているかといいますと、共通項目、共通の例えば清掃であったり、ごみであったり、あとは受水槽、便器の清掃、そういった共通項目については一括で、まず入札をやらせていただいております。それを、入札結果の後、当初の設計の割合で金額を割って、それぞれの幼稚園なら幼稚園幾らという形で整理をさせていただいております。そのまとまったものが、例えば、開成小学校でいきますと本誌の125ページのちょうど3の経常的一般管理費の各種清掃業務委託料、166万9,596円、こういったところにそれぞれまとめて入っております。ですので、個別に入札幾らというのが、ここにどんと載っているかというのと、その辺が載ってこない形になっております。それは、あくまでも入札効率を高めるために、幼・小・中の同じものを一括で入札をかけているといったところで、ちょっとその辺がわかりづらくなっているというところは、決算書ではご迷惑をおかけしているところかなといったところはございます。そういった内容でございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

そのほかに、ございますか。

小林委員、どうぞ。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

パソコン関係の件ですが、説明書資料で48から51まででありまして、幼稚園、小学校2校、それから文命中学とパソコンの校務用配備がされております。これはハード面なのですが、この件1件と、それに伴う幼稚園を除いた3校のPCのソフト面の活用ということについて、この2問、ちょっと質問させていただきます。

まず、幼稚園を含めたパソコンの先生への配備ですが、先生への配備は、今回、99台なのですけれども、本来的には全先生に配備されているのでしょうか、それとも配備していない先生、あるいは扱いがなれていない先生もいらっしゃると思うのですが、その基準、その実績というのを、まずお伺いいたします。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

小林委員のご質問にお答えをしますけれども、まず、校務用パソコンなのですけれども、基本的に正規の先生には全員パソコンを配備しております。幼稚園は余りないのですけれども、幼稚園も多少絡みますが、臨任の先生であったりとか、あと臨時任用教職員と非常勤教職員、短期間で来ていただくようなパターンもございまして、なるべく、そういった方たちにも配備できればとは思いますが、そこまで全部かという、そこまではいっていない。基本的には、正規職員分を配備しているというのは基本として持っております。

○委員長（井上宜久）

小林委員。

○10番（小林秀樹）

そういう中で、パソコンになれていない、配備されて、なれていらっしゃらない先生方もいらっしゃると思うのですが、この辺についての対応というか、なれないでも、その先生に与えて使ってもらっていますよというのかどうか。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

学校のパソコン関係には、今、支援をできる専門の方を、SEを月何回か、数回ですね、行ってもらうようにしております、支援体制を構築しております。ですので、学習のちょっとこういったソフトが欲しいのだがというようなときも、アドバイスをいただける体制は現在とってございます。

○委員長（井上宜久）

小林委員。

○10番（小林秀樹）

これについて確認ですが、なれていない先生でも、そういったSEの支援によって使いこなされているというふうに判断してよろしいですね。

それから、二つ目の質問で、今度はソフト面です。今の時代、パソコンというのは資質の条件になっていますが、これ一つ間違えると大変な問題というか、いろいろな問題が出てくるわけで、非常に取り扱いというのは難しいかと思いますが、小・中学校にパソコン関係費用としてソフト関係等の支援をしているのですけれども、そこで取り扱い方法とか、いわゆる生徒に悪い影響を与えないような配慮とか、そういう面での完璧さというか、セキュリティーとか、そういう面では充実していますのでしょうか。問題ないのでしょうか。

○委員長（井上宜久）

教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（中戸川進二）

教育総務課、中戸川でございます。

ただいま、小林議員のご質問にお答えします。

まず、今のご質問の中で整理しなければいけないのが、子どもたちが授業で使う、パソコン教室とかで使っている教務用のパソコン、それから学校の先生方が学校の校務で使っているパソコン、大きく2種類があるということでご理解いただければと思います。それぞれ運用の仕方、目的が違いますので、先生については、当然、セキュリティーの面でデータの扱いですとかウイルス対策ですとか、いろいろ危険がございますので、それに対応するためにセキュリティーポリシーというセキュリティーの関係のルールを教育委員会で策定をして、それを順守していただくということによっております。なお、それに加えて、先生方が使う校務用のパソコンについては、機械的に情報が漏えいしないような強固なセキュリティーの仕組みをつくっております。子どもたちの情報等が外へ漏れないような対策を講じております。

それから、子どもたちが使う教務用のパソコンの関係でございますが、こちらについては、インターネットにつなげて、どうしてもいろいろな情報をとるというのも授業の一環として使っております。これについては、プロバイダーとかで提供しているフィルタリングという機能がございまして、そちらをオプションとして契約をしまして、いわゆる有害サイトにはつながらないような仕組みを構築して運用をしております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

小林委員。

○10番（小林秀樹）

内容、よくわかりました。ぜひ、パソコンを活用して、よりよい効率、それから情報等に運用できるように、また、引き続きお願いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田です。

決算書の43ページ、節、教育費雑入のうちの災害共済給付金についてお伺いたします。

153万7,887円ですけれども、こちらの内訳で人数とか件数がわかっただけで教えていただきたいのですが。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上新）

災害共済給付金の関係でございますけれども、平成24年度は117人、157件でございます。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

24年度は117人、157件ということです。ちょっと申しわけないのですが、117人、157件、これ学校別というのもわかるのでしょうか。わからない。そうしましたら、22年度決算で開成南小が入っていませんけれども80万ぐらいで、23年度が44万余りで24年度は153万余りということで、大幅な増であるということですけれども、この要因というのは何かわかりますでしょうか。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

けがをした月の状況を見ますと、昨年は運動会のシーズンの練習時期に例年よりもちょっと多く骨折をされている方が多いかなといったイメージを持ちました。やはり骨折ですと何回か病院のほうへかかりますので、どうしても件数が多くなってきているかなといったところで、昨年は補正をとらせていただいた、そういった経過がございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

そういう骨折等が多かったということで、今、理解しました。非常に大幅に増だったものですから、何か、けが等々をするのに、運動場とか、そういういろいろな面で何かあったのかなと思ってお聞きしました。要するに、練習、いわゆる運動会、体育の授業等々での骨折等々があったということで、それに対して、このように大幅に増になったということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（井上宜久）

ほかに、ありますか。

前田委員。

○5番（前田せつよ）

5番、前田せつよでございます。

説明書50ページから54ページにかかわる事項でございますが、説明書の50ページの教育費、開成小学校費の中の学校給食費についてお尋ねします。学校給食費は、ほかにも開成南小を初め幼稚園の給食費に絡んでございますので、説明書も飛び飛びではございますが、54ページまで同率の内容で説明がなされているところでございますが、51ページの学校給食費の中の臨時的一般管理費の説明欄のところ「衛生的かつ安全な給食運営を通じ」云々ということで記載がなされておりますが、先ごろアレルギーによる死亡事故等、悲しい事故が起きている現状が国内で、そういうような事例があるということでございますので、この事柄に属するのか、また別の項目に属するのか、その辺はあれですが、アレルギー対策について、

今の現状と安全な云々というかわりの中で、この項目について、アレルギーのような状況に対しての、例えば、特別に別の備品をそろえるのとか、あと食材についても何か施策的なものを立てた形の事柄があったのかどうか、決算に絡みましてお尋ねをいたします。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

給食のほうに関するご質問にお答えをします。

まず、アレルギー対応につきましては、これは幼・小・中、全てのところで事前にアレルギーがない、そういったところは特に重要なポイントでございますので、入園・入学をするときに、その辺、チェックをさせていただいて、例えば、牛乳アレルギーのある子には、牛乳はもちろん、さわってもだめなお子さんもいらっしゃいますので、そういった特異の状況を全て先にチェックをしながら、アレルギー給食という対応はとらせていただいております。

あと、開成南小学校では、ちょっと劇症ぎみのお子さんがいらっしゃいますので、エピペンのほうをお持ちのお子さんもいらっしゃいます。そういったこともありまして、職員のほうもすぐ対応できるようにということでエピペン研修、アレルギー研修をやっておりますし。基本的には栄養士が、アレルギー研修というのは毎年ございますけれども、そういったところで研修を受け、学校でそういった対応をとらせていただいていると、そういった状況でございます。

○委員長（井上宜久）

前田委員。

○5番（前田せつよ）

今、エピペンの研修、エピペンを必要とする子どもさんがいらっしゃるというようなご説明だったわけですが、その研修もなされているということなのですが、ただ、先ほど課長がおっしゃったように、さわってもだめですし、食材そのものを吸い込んでもだめとかというような、本当に微量な場合のときには、その子だけを遠ざけて、例えば、ブルーシートを敷いてとか、別にテーブル、椅子、食器等々を、ほかの児童・生徒が使っている用具、器とは離して、本当に厳格な対応でなされるような事例があるのか、ないのか。もし、あるのであれば、この臨時の一般管理費の中から、そういう器等々の購入、または薬剤を購入したような事例があったのかをお尋ねいたします。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

アレルギー対応の器材関係ですが、器材関係では特に何を用意したというのは聞いてございませんけれども、当然、食材のほうはアレルギー対応の食材がご

ございますので、そちらは給食費で、開成町の場合は給食特別会計になりますけれども、そちらで対応しているといったところが現状でございます。

○委員長（井上宜久）

前田委員。

○5番（前田せつよ）

それでは、給食特別会計ということでございますので、食材については後ほど、その場でお尋ねをしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

決算書119ページ、経常的一般管理費の中の学校施設台帳入力業務委託料という、10万5,000円なのですが、計上されております。これの内容を報告願いたいと思います。

それと、あと139ページ、中段、2の各種行事開催費として幼稚園の部分で花火打上委託料ということで1万3,000円計上されていますが、これ小学校が上げているのか上げていないのか、ちょっと記憶にないのですが、そういう項目がほかでは見当たらずで、幼稚園だけ備考の中で説明がされている部分がありますので、そこら辺の説明。どうして片方が出ていないのか、片方はやっていないよとかあると思うので、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（中戸川進二）

教育総務課、中戸川でございます。

前段の施設台帳の関係について、お答えをいたします。業務の内容ということでございますが、こちらは毎年、文部科学省で実施している調査がございまして、各市町村が持っている学校、それから幼稚園の施設関係の図面ですとか、あとデータベースを整理するという調査がございます。それを行うに当たって、私どものほうでは専用のプログラム等を持っていないものですから、専用の知識とプログラムを持っている業者のほうに委託をして、それを毎年、時点修正をして作成していくという形になります。その施設台帳をもって、改修事業の国庫補助だとかがある場合には、基本的には、そのデータベースがもとになって負担金や補助金等が算定されていくといったような調査、もとなる調査ということでございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

後段の花火の関係でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、花火を上

げているのは、前は小学校も上げていたのですけれども、上げなくなりました。幼稚園だけ今現在、残っておりまして、花火を上げるに当たっては、どうも幼稚園の運動会とかで、幼稚園の園児だけではなくて、ほかの、まだ幼稚園に上がる前のお子さんも対象としたようなものもございまして、そちらにお知らせをするというように以前、聞いたことがございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

まず、1点目の学校施設台帳入力業務委託料ということは、これは当町の部分でできないものなのか。今の答弁だと毎年やるというふうに答弁されていますが、当然、補助金をもらうのに修正箇所があればしていくというのはわかるのですが、これが上書きとして当町でできないものなのか、もう日本全国、どこもこういう形でやっているのだよという部分で、余り、動きがあるときは大変ですけれども、動きがないときというのは、どうなのかなと。今回の決算でこれが目について、「何なのかな、これは」ということで疑問があったのでお聞きしたのですけれども、もうちょっと細かくお聞きしたいと思います。

それと、あと2点目の花火の打上委託。確かに、これから幼稚園に入るよという入園児に対しての周知というものもあると思います。これ、小学校に対しても同じことが言えると思いますので、こちら辺は保護者会として、PTAのほうになるのかな、そこら辺でやるものなのか、やるのであれば両方、そういう部分で予算を見てあげるとか、小学校の部分のほうにも考えられたほうがいいのかなど。統一性を、ある意味、持たせたほうがいいのかというふうに感じましたので、これは答弁あってもなくてもいいですけれども、よろしくお願いします。

それと、もう1点なのですが、ページ数、決算書125ページの一番上の平成24年度の大規模改修工事です。無事に終わり、いい教育環境が整ったなということで評価はしているのですが、1点、ちょっと聞きたいのは、体育館の外周の部分、色を分けて、モダン的なのというのですか、ないような形の表現で仕上がっております、24年に対しては。こちら辺の色の使いについて、事業を終わった後でもいいですし、工事中でもいいですし、そこら辺の言葉が保護者から出ているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

質問は、ああいう色をつけて、住民はどんなふう感じているかということでしょうか。非常に好感を持たれているというふうに答えていいのでしょうか。画期的で、あじさいの色があって、学校だということで、非常にきれいだよという意見を

聞いております。だめだという意見は聞いておりません。

○委員長（井上宜久）

教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（中戸川進二）

教育総務課、中戸川でございます。

施設台帳の件で委託しないとできないのかというご質問だったと思うのですが、この施設台帳のお話、もう少し細かく申し上げますと、まず一つは各学校施設の図面を正確に起こしていくという作業、それが一つございます。それとはほかに、データベースとして各図面に起こした棟ごとの建築年度、改修年度、それから面積、それから耐震補強した結果等々を整理していく部門。それから、もう一つ、毎年変わるものとして、では、その教室を何年何組が使っていて、今年度は子どもたちが何人いて、その教室をどうやって使っているのかというデータを毎年更新していくという形になってございます。

正直申し上げまして、データベースのところだけであれば何とか対応は可能なのかなと思うのですが、なかなか図面を正確に起こすといった作業がかなり出てきますので、ちょっと総合的に見て委託をさせていただいているというところがございます。厳密に、どこの市町村で委託しているのかというのは、ちょっと把握はしてございませんが、私どもが委託している業者の中でも、ほかの多数の全国の市町村の委託を受けているというお話は伺っております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今のお話を聞いていると、施設台帳入力の部分、建物に関する設計なんかはちょっと無理かもしれないけれども、その他のクラスの配置だとか、そういうのはできるのかなんていうふうに、業務の中でできるのかなんていうふうに思いましたので、何でも委託ではなくて、できるところはやっていくという方向の中で、ぜひ経費削減という意味でお願いしたいなと思います。

それと、あと小学校の大規模改修の色について、特に不評はないということで、大変評価をもらっているということで。自分も、24年度、でき上がって、PTAの父兄の方々から、そういう評価というのは確かにもらったのですが、なぜ聞いたのかというと、今年度、塗装も終わってやる中で、大変不評が多いのです。要するに、直接うちに電話がかかってくるのが1件2件ならわかるのですけれども、数十件、電話がかかってくる場所があったもので、24年度のそういう色の経過の中で何か問題があったのかなということでもちょっと聞いたのですが。

中には、今回の25年度の工事で、例えば、天井に雲の絵が描いてあるとか、そういうので大変いいという評価を言う人もいれば、階段がちょっとどぎついのでは

ないかとか、あれだと教育の施設としてはだめではないかとか、そういうような電話が数十件かかってきたので、24年度、そんな報告をもらっていなかったのも、どうなのかなということも心配になったもので、これから学校に行く行事が増えてくると、徐々にそういうものが膨れてくるのかなという。前回、先々週ですか、1日入学か何かがあったのですか。1日、学校で保護者を受け入れて開放したと。その次の日から連絡が多かったもので、ちょっと心配になってしまって、そこら辺の部分で24年度、今回、聞かせてもらったという部分で。よろしくお願いします。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

決算書の119ページをお願いします。

下から3行目なのですが、営繕積算システムデータ利用料とありますが、11万5,500円になっておりますが、この営繕の積算システムは、どういうことに活用されるのでしょうか。教育からはぴんとこないところがあるのですけれども。

○委員長（井上宜久）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

営繕積算システムデータにつきましては、これは、県で建築の場合の県単価、そのデータをいただくのに利用料が発生するという形でございます。ということで、ここで開成小の改修関係をやっておりますので、そちらに活用させていただいているというものでございます。

○委員長（井上宜久）

まだあろうかと思えますけれども、この後、総括のところを出していただくということで、これで教育委員会事務局、教育総務課の質疑を終了したいと思います。

暫時休憩をいたします。再開を14時40分にいたします。

午後2時25分